

## 平成25年度第3回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成25年6月26日(水)  
会 場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午前10時00分  
終了時間 午前11時10分

### ○出席委員(8名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博

○欠席委員 なし

### ○参考人

熊本市議会議員 くつき 信 哉

## 事務局

それでは、ただ今から「平成 25 年度第 3 回富合町合併特例区協議会定例会」を開会いたします。

本日、村崎合併特例区長は、JA 宇城通常総代会に出席されておりますので、総代会が終わりしだい、特例区協議会に出席される予定となっております。また、永目南区長におかれましては公務が重なりましたので、本日の協議会には欠席される事になっております旨ご了承いただきたいと思います。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 25 年度第 3 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 25 年度第 3 回富合町合併特例区協議会」の冊子の 2 点を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 田中 榮信 議長

おはようございます。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として、くつき熊本市議会議員にご出席をいただいております。参考人には、忌憚の無いご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指定につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、野口委員と松永委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員ご出席でございますので、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、協議第 1 号、「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬の臨時特例に関する規則」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

協議第 1 号「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬の臨時特例に関する規則」について、総務班からご説明いたします。資料は 1 ページになります。前回の 6 月 19 日開催の第 1 回臨時会におきまして、合併特例区長の給料の削減措置についてご協議をいただ

いたところですが、前回同様に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の制定に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても“速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう”との国からの要請を受け、市職員の給与削減が行われております。それに合わせまして、21日に閉会いたしました先の市議会定例会において、「熊本市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例」制定の議案が可決されましたことを受けまして、合併特例区協議会構成員の皆様の報酬の削減措置について、ご提案するものでございます。

削減措置の方法といたしまして、合併特例区長の給料の削減措置と同様に、今回新たに規則を制定し対応するものです。

削減内容は、協議に記載のとおり、『平成25年7月1日から同年10月5日までの期間における合併特例区協議会の構成員の報酬の月額は、「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則」第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額（186,100円）から当該額に100分の7.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（13,213円）を減じて得た額（172,887円）とする』ものでございます。なお、削減率につきましては、市議会議員報酬の削減率と同率の7.1%でご提案させていただきます。この規則の施行日は、7月1日からとなっており、7月支給の報酬から適用するというものでございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました、協議第1号について、ご質問等はありませんか。

（「ありません」の声）

田中 榮信 議長

それでは、質問がないようでございますので、協議第1号「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬の臨時特例に関する規則の制定」については、原案のとおり同意ということよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、「協議第1号」につきましては、原案のとおり同意いたしました。

田中 榮信 議長

次に、協議第2号、「富合ふるさと祭りについて」、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

富合ふるさと祭りについてご説明します。資料4ページにあります実施要領を基にご説明します。開催期日は平成25年7月27日（土）です。昨年は火の国まつりと同日の開催となりましたので、今年は、火の国まつりよりも1週間早く開催することとしました。少雨決行で、大雨の場合は開催中止とし、花火のみを翌日の28日に実施いたします。なお、雨天中止の場合は、各地区区長へ午後5時までに連絡し、地区放送設備による放送を依頼します。開催場所は、例年どおり緑川河川敷で行います。主催、共催、後援及び協力団体は昨年と同様でございます。催し物につきましては、次ページのプログラム・進行表にてご説明いたします。午後6時に「爆竹打ち上げ」「うちわ配布」「ファンファーレ」「開会宣言」を同時に行います。その後、「ジャンケンポン大会」「絶叫大声コンテスト」に進んで参ります。次に、満月リョウさんによる演歌披露を行っていただきます。満月リョウさんは宇土市のご出身で、お母様は富合町碓江のご出身とのことです。来月にはキングレコードからCDデビューをされると聞いております。次に、熊本城おもてなし武将隊の公演になります。資料7ページに武将隊の紹介を載せております。おもてなし武将隊は、熊本城を訪れる観光客への武将によるおもてなしで、さらなる集客の増加を図る目的で、昨年7月に正式デビューされています。最近、メディアへの出演も多く新しい熊本の観光資源として人気を博しております。その後に主催者、来賓挨拶となります。次に地元出身演歌歌手の西岡はるみさんに演歌歌謡ショーを行っていただきます。その後、「盆踊り大会」、「バルーン配布」、「お楽しみ抽選会」へと移行しまして、閉会后、花火大会ということになります。プログラム進行については以上になります。会場の見取り図を8ページに載せております。基本的には、昨年と同様で変更はありません。なお、昨年も皆様には準備と後片付けをご協力いただきましたが、今年も、会場の準備を祭り前々日の25日午後3時から予定し、後片付けを祭りの翌日の午前6時30分から予定しておりますので、時間の都合のつかれる方はご協力をよろしくお願いいたします。

#### 田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました、協議第2号「富合ふるさと祭り」につきまして、ご質疑等はありませんか。

（「ありません」の声）

#### 田中 榮信 議長

それでは、質問がないようでございますので、協議第2号については、原案のとおり

承認ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、協議第 2 号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

次に、協議第 3 号、「富合町合併特例区設置期間終了に伴う記念碑について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

総務班から、「富合町合併特例区設置期間終了に伴う記念碑について」説明いたします。資料は 9 ページからになりますが、10 ページの記念碑製作・設置に伴うスケジュール（案）をご覧ください。上から 2 行目になりますが、※印の箇所に記載してございませとおり、発注から製作・設置までの期間を 60 日と想定してスケジュール案をお示ししております。⑥に記載の「9 月末までに製作・設置を完了する」ためには、逆算すると⑤に記載の「8 月上旬には記念碑の製作に着手」する必要がございます。

そのようなことから、本日、手順及びスケジュールをご確認いただき、②に記載の今回の特例区協議会 7 月定例会（現段階では 7/10 開催予定）時にデザインタイプ案（大きさ、石種、彫刻の文字等）を 3 パターン程度ご提案させていただき、構成員の皆様からご意見を頂いたうえで、その修正意見等を反映した最終案を、7 月下旬に開催予定の特例区協議会臨時会においてご提案させていただき、最終決定をしていきたいと考えております。

なお、7 月下旬に開催予定の特例区協議会臨時会につきましては、昨年同様、市監査委員からの決算審査の「意見の決定」を受け、平成 24 年度の決算認定をお願いするために開催を予定しているものでございまして、この臨時会の開催時に、記念碑設置の協議を合わせてお願いしたいと考えております。7 月下旬に開催予定の特例区協議会臨時会において最終決定後、仕様内容を決定し、7 月末から 8 月上旬には記念碑製作の発注を行うというスケジュール（案）でございます。以上が、記念碑製作・設置に伴う手順及びスケジュール（案）についての説明です。ご協議よろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 3 号」につきまして、ご質疑等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

合併特例区が設置された記念碑ですか、それとも合併時の富合町の記念碑ですか。

村崎 秀 合併特例区長

富合町が存在したことも含めての記念碑です。旧飽託 4 町の合併時には記念碑が作られておりますが、私たちの今回の合併の時には作っておりませんでした。そこで、城南、植木両特例区長も一緒になって要望をしまして、今回、記念碑設置の予算が認められました。どのようなものにするのか、設置場所も含めて、検討していきたいと思えます。

田中 榮信 議長

他にご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

田中 榮信 議長

それでは、協議第 3 号については、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、協議第 3 号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

田中 榮信 議長

次に、報告第 1 号、「平成 24 年度富合町合併特例区定期監査の結果」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

総務班から、報告第 1 号「平成 24 年度 富合町合併特例区定期監査の結果」についてご報告いたします。

市町村の合併の特例に関する法律第 51 条第 2 項の規定に基づき、熊本市監査委員から提出のありました財務及び工事に係る定期監査報告書につきましては、13 ページからとなりますが、まず 21 ページの財務に係る定期監査報告書をご覧ください。

2 番、財務監査の期間は、本年（平成 25 年）2 月 25 日（月）から（同年）2 月 28 日

(木) までとなっています。

4 番、財務監査の結果につきましては、各班とも「適正に執行されているものと認められた」となっております。

次に、27 ページの工事に係る定期監査報告書をお開きください。

1 (1) に記載してございますように、監査対象班は富合町合併特例区事務局まちづくり班となっております。監査対象工事については、28 ページに一覧表を添付しております。

2 番、工事監査の期間は、本年 (平成 25 年) 2 月 27 日 (水) から同年 2 月 28 日 (木) までとなっています。

4 番、工事監査の結果につきましても、「適正に執行されているものと認められた」となっております。今後とも、引き続き合併特例区の事務につきましては、適正な執行に努めてまいります。以上、平成 24 年度定期監査の結果についてのご報告でございます

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第 1 号」につきまして、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

田中 榮信 議長

質問がないようでございますので、次に進みたいと思います。

それでは、報告第 2 号「平成 25 年 3 月期分の富合町合併特例区財政状況について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

平成 25 年 3 月期分の富合町合併特例区財政状況について、総務班から、ご報告いたします。

資料は、29 ページからとなりますが、まず 32 ページをお開きください。この財政状況の報告につきましては、「富合町合併特例区財政状況等の公表に関する規則」第 2 条に、「区長は毎年 3 月末日、及び 9 月末日から 2 月以内に、それぞれの末日現在における合併特例区の財政状況を公表する」と規定されておりますことから、その規定に基づき、平成 25 年 5 月 28 日付で掲示板にて公表したものでございます。

それでは、公表の概要について、ご説明いたします。34 ページをお開きください。こちらには、「平成 24 年度下半期における補正予算の状況」を掲載しておりますが、6 月補正は行っておりません。9 月補正の 71 万 7 千円につきましては、雁回館の修繕費の計上をしております。12 月補正の 56 万 8 千円は、老人憩の家の修繕費にかかる分でございます。

います。2月補正におきましては、不用額等の決算調整をお願いしております。なお、最終予算額は7,215万6千円でございます。

次に、35ページをお願いします。「下半期における収入及び支出の概況」といたしまして、歳入・歳出それぞれの概況を記載しております。歳出の支出率は、89.9%でございます。

次に、36ページをお願いします。「公有財産、地方債、及び一時借入金の状況」についてでございますが、公有財産等につきましては、該当はございません。

最後に、37から42ページまでは、「平成25年度予算の状況」としまして、一般会計当初予算の歳入及び歳出の概要を公表しております。内容につきましては、第1回協議会にてご承認をいただきました内容ですので、説明は省略させていただきます。

以上、「富合町合併特例区財政状況の公表」についてのご報告でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第2号」につきまして、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

田中 榮信 議長

質問がないようでございますので、次に進みたいと思います。

それでは、「その他」に入ります。事務局から、次回協議会の開催日時について、説明をお願いします。

事務局

次回協議会についてですが、協議会は、「原則第2水曜日」にすることで確認されておりますので、来月は7月10日(水)午前10時に開催したいと考えております。また、7月19日に熊本市監査委員の合併特例区の決算に関する意見の決定が予定されておりますことから、昨年度と同様に7月下旬に特例区協議会臨時会を開き決算の認定をお願いしたいと思っております。臨時会の開催は、7月22日から7月26日の間であればと考えておりますが、7月25日に富合ふるさと祭りの準備があるということですので、準備等の状況をみながら、次回協議会時に臨時協議会の開催日時の決定をさせていただければと考えています。

また、併せまして、資料の最後に1ヶ月間の行事予定表を付けております。

田中 榮信 議長

ただ今、事務局から次回協議会を7月10日(水)午前10時から開催をお願いしたいと

の提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は7月10日(水)と決定し、開会時間は午前10時からということにしたいと思います。また、7月下旬には臨時会の開催をしますのでよろしくお願ひします。

他に何かありませんか。

米原 靖雄 委員

コミュニティセンター建設についての進捗状況を聞きたいのですが。

村崎 秀 合併特例区長

当初、早急に建設したいという声もありましたが、最近の自治協議会のお話からすると、土地や費用負担の問題もあり、しばらくは、公民館施設等を利用しながら、コミュニティセンター建設準備をしたらどうか、ということのようです。

米原 靖雄 委員

将来的には必要な施設ですので、計画的に進めておかないと、建設できないのではないかと心配します。

事務局

コミュニティセンターについては、本庁の生涯学習推進課が担当でございますので、この件についてお伝えしまして、次回協議会時に担当課の方から、ご報告いたしたいと思ひます。

松永 隆 委員

都市計画の状況についても、担当課から、説明をお願いしたいと思います。新しい住宅の建設も進み、土地利用の状況は以前と変わってきていると思ひますので、次回協議会時に、都市計画についても説明をお願いします。次回の協議会に説明準備が間に合わないということであれば、8月の協議会時でも構いません。9月の協議会では遅いので、8月の協議会までには説明をお願いします。

また、雁回公園への登り口の道路に、木が覆いかぶさるように伸びてきています。年に数回は除草などの作業はされているようですが、木の剪定は熊本市になり行われてい

ません。雁回公園はグラウンドが広く、少年野球の大会なら雁回公園だけを会場としてできるほどの広さがあります。これだけ恵まれた会場はないので、以前は、大会があると大型バスで来ているところもありました。現在の様に木が道路に覆い被さっている状態では、大型バスの通行は困難です。台風等で、風倒木となったら、剪定以上の費用がかかると思われます。市として整備を行うのか、それとも、整備は行わないのか、はっきりした回答をお願いします。

#### 事務局

次回協議会時に説明させていただきたいと思います。

#### 村崎 秀 合併特例区長

この地域の区画整理事業についても進めていかなければなりません。富合地域整備室が廻江区、清藤区を中心に関係者への説明を行われておりますので、みなさんもぜひ協力して欲しいと思います。大きな店舗が区画整理地内への出店を考えているとも聞きますし、事業実施が組合施行という方法で難しいのであれば、業務代行という方法もありますので、区画整理事業は熊本市との合併当時から検討されてきた事業ですし、区画整理事業が見込めないということにでもなれば、このあたりの土地の利用について、逆線引きをされるといった話もあります。地権者の方々には様々な考えがあるとは思いますが、構成員の皆様も地域への働きかけをよろしくお願いします。

#### 村崎 博則 委員

屋外運動場の照明による、稲作農家への補償の件は、特例区終了後は、どのようになるのですか。

#### 事務局

屋外運動場の夜間照明による稲作の減収補償を行っていましたが、以前もご説明しましたとおり、合併特例区終了後は、補償はございません。補償はないということで、稲作農家の方へもお話をし、ご理解をお願いしているところですが、決着には至っておらず、稲作への影響のある期間には、屋外運動場の夜間照明を使用しないという方法で対応することも検討しているところです。

#### 小山 一美 委員

屋外運動場は多くの方が利用されている施設ですので、その駐車場については、特例区終了後も確保をお願いしたと思います。

#### 内藤 信博 委員

合併特例区終了が近くなり、自治協議会をはじめ、各方面から不安に思うことなどが要望として出てきている状況だと思えます。個別に「お願いします。」「お願いします。」と言っても、取り上げられないうちに、特例区期間が終了してしまうような気がしますので、要望をするのであれば、窓口をひとつにして、みんなで団結して要望を出す必要があると思えます。私たちも、特例区協議会構成員という立場で、お話できる時間も少なくなっていますので、会長には、音頭を取っていただき、皆さんの要望をまとめてはどうですか。

田中 榮信 議長

皆さんがおっしゃるように、まとめることが必要だと思えます。明日、自治協議会も開かれるようですので、自治協議会へ特例区協議会も一緒になり要望をしますという姿勢を示し、各種団体の意見をまとめる方向で調整を行いたいと思えます。

くつき 信哉 熊本市市議会議員

議員となり、富合町のことについて、いろいろと議会でも質問をさせていただいたところですが、これからは、旧熊本市内と同じ基準・取扱いで平等・公平にというような回答ばかりです。旧熊本市内の様に公共交通の便がある場所にある施設とは違い、富合町の屋外運動場の場合は、バスも何も通っていない場所にある施設ですから、それを同じ基準で考えることに矛盾を感じていました。

特例区が終了することで発生する問題はあると思えます。陳情や要望をされる場合には私も同行したいと思っています。

田中 榮信 議長

他にご質問はありませんか。なければ、これで議事を終了したいと思います。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、「平成 25 年度第 3 回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 25 年 7 月 10 日

署名委員

松永隆

署名委員

野口ミチ子